

猪名川町告示第28号

猪名川町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月30日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月30日

要綱第28号

猪名川町移住支援金交付要綱（令和元年要綱第58号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「就職」を「就業」に改める。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

第3条第3号中「就職」を「就業」に改める。

第4条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「就職」を「就業」に改め、同号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に、「その前歴」を「この前歴」に改める。

第5条第2号に後段として次のように加える。

なお当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつた場合には、国の交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。受付日数は当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。

第7条第5号中「就職」を「就業」に改め、同条第6号中「就職」を「就業」に改める。

第12条第1項第1号ウ中「場合」の右に「（就業の場合のみ該当）」を加える。

様式第1号を次のとおり改める。

猪名川町長 様

## 猪名川町移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、猪名川町移住支援金交付要綱第7条の規定により、申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(申請者本人は含まない)		人
移住支援金の種類		就職(一般)		就職(専門人材)		就職(テレワーク)	起業
		関係人口					

※世帯の場合は、下記に世帯員情報を記入ください。

世帯員氏名(フリガナ)	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

## 3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙1「申請要件の該当状況について」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、猪名川町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

4 転入前の住所・現住所への転入日

転入前の住所	〒
現住所への転入日	年 月 日

5 東京23区内企業等への勤務履歴

期間	就業先	就業地

※東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた場合に、直近1年以上かつ通算5年以上の勤務履歴を記載。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先及び部署名	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度 (いずれかに○)	① 週・月・年 回程度 ② 行くことはない ③ その他( )

管理コード(町使用覧) (求人管理番号又は【起業】管理コード)	
------------------------------------	--

《添付書類》

【全ての方】

- ・写真付き身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- ・転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し(転入前の住所地、在住期間を確認できる書類。世帯で申請する場合は、転入世帯員全員分を確認できる書類)
- ・誓約書兼同意書(様式第2号)

【東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた場合】

- ・東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書その他転入前の勤務地、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合】

- ・開業届の写し等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(上記提出不可の場合)業務委託契約書、納税証明書等(必要に応じて複数年度分)

【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合】

- ・卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証の写し等(雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【移住支援金(就業)の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書(移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類)

【移住支援金(テレワーク)の場合】

- 企業に雇用されている方
  - ・就業先企業等の就業証明書(移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類)
- 法人経営者

- ・所属先企業等の就業証明書（移住後に証明された書類）

- ・履歴事項全部証明書

- 個人事業主

- ・就業証明書、就業時間の証明書（移住後に本人が証明した書類）

- ・業務委託契約書等（移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

- ・開業届の写し又は確定申告書の写し

- ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等）

※確定申告に必要となる帳簿や売上記録などの写しを含む。

（例）総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、売上や収支の状況が確認できる書類。

【起業による移住の場合】

- ・起業家支援事業（社会的事業枠）交付決定通知書の写し

【関係人口による移住の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、就業していることが確認できる書類）

申請要件の該当状況について

次の1、2の全てに該当している。

1. 次の全てに該当している。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (3) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

2. 次の全てに該当している。

- (1) 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。なお当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。  
受付日数：当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。
- (3) 猪名川町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 猪名川町において世帯員のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- (7) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、兵庫県及び県内市町が認める場合を除く。
- (8) その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

様式第2号を次のとおり改める。

## 誓約書兼同意書

猪名川町移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

### 1. 誓約事項

- (1) 町長が必要と認めるときは、報告及び立入調査について、それに応じます。
- (2) 次の場合には、猪名川町移住支援金交付要綱第12条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

- ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- イ 申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額
- ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
- エ 猪名川町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- オ 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- カ 申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額

※ただし、(2)イ及びカについて、猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に転居した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

### 2. 同意事項

猪名川町が、移住支援事業の実施に際して得た私及び世帯員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること並びに当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供することを同意します。

また、猪名川町が国、都道府県及び他の市区町村並びに就職先の法人等から必要な個人情報を取得することに同意します。

年 月 日

猪名川町長 様

住所  
氏名

様式第 3 号の 2 を次のとおり改める。

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（テレワークの申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務者の所属部署 所在地	
上記勤務先部署の所在地で勤務した期間	年 月 日～現在に至る
勤務者の所属部署名	
勤務者の所属部署 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
交付金による資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又は、この前歴事業による資金提供をしていない

勤務者の勤務状況などの情報を、猪名川町長の求めに応じて、猪名川町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2（第7条関係）

※個人事業主・フリーランスの方向け  
年 月 日

猪名川町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業時間の証明書（テレワークの申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝 時 分	～	時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

様式第4号を次のとおり改める。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

猪名川町長 印

### 猪名川町移住支援金交付（不交付・再交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、猪名川町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

不交付の場合、その理由

（ \_\_\_\_\_ ）

（備考）

1 猪名川町移住支援金交付要綱第12条の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額（※）
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・猪名川町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額（※）

（※）猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に転居する場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード)	
-------------------------------	--

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(支援金の対象者)</p> <p>第3条 申請時において、支援金の対象者は、次の各号の全てに該当する者であって、次条に規定する<u>就業</u>又は<u>起業</u>に関する要件及び第5条に規定するその他の要件を満たす者若しくは、第4条の2に規定する関係人口に関する要件及び第5条に規定するその他の要件を満たす者とし、2人以上世帯の申請をする場合にあつては第6条に規定する世帯に関する要件を満たす者とする。</p> <p>(1) <u>住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。</u></p> <p>(2) <u>住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤</u>をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期</p>	<p>(支援金の対象者)</p> <p>第3条 申請時において、支援金の対象者は、次の各号の全てに該当する者であって、次条に規定する<u>就職</u>又は<u>起業</u>に関する要件及び第5条に規定するその他の要件を満たす者若しくは、第4条の2に規定する関係人口に関する要件及び第5条に規定するその他の要件を満たす者とし、2人以上世帯の申請をする場合にあつては第6条に規定する世帯に関する要件を満たす者とする。</p> <p>(1) <u>住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤</u>をしていたこと。</p> <p>(2) <u>住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤</u>をしていたこと。ただし、</p>

改正条文	現行条文
<p>間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。</p> <p>(3) 前2号の場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ<u>就業</u>した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>(<u>就業</u>又は起業に関する要件)</p> <p>第4条 <u>就業</u>又は起業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>就業</u>に関する要件(一般の場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～カ (略)</p> <p>(2) <u>就業</u>に関する要件(専門人材の場合) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～オ (略)</p> <p>(3) <u>就業</u>に関する要件(テレワークの場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>地域未来交付金(デジタル実装型)</u>又は<u>この前歴事業</u>を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない</p>	<p>東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。</p> <p>(3) 前2号の場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ<u>就職</u>した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>(<u>就職</u>又は起業に関する要件)</p> <p>第4条 <u>就職</u>又は起業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>就職</u>に関する要件(一般の場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～カ (略)</p> <p>(2) <u>就職</u>に関する要件(専門人材の場合) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～オ (略)</p> <p>(3) <u>就職</u>に関する要件(テレワークの場合) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))</u>又は<u>その前歴事業</u>を活用した取組の中で、所属先</p>

改正条文	現行条文
<p>こと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(その他の要件)</p> <p>第5条 その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。<u>なお当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつた場合には、国の交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。受付日数は当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第7条 支援金の申請者は、猪名川町移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、各年度の申請の受付期間は4月1日から2月末日までとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条の要件を満たすことを証する書類(東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた場合にあっては転入前の就業先を証する書類、東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合にあっては開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類、東京23区内の大学に通</p>	<p>企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(その他の要件)</p> <p>第5条 その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第7条 支援金の申請者は、猪名川町移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、各年度の申請の受付期間は4月1日から2月末日までとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条の要件を満たすことを証する書類(東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた場合にあっては転入前の就業先を証する書類、東京圏内に在住し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合にあっては開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類、東京23区内の大学に通</p>

改正条文	現行条文
<p>学し、東京23区内の企業等へ<u>就業</u>した場合にあっては在学期間や卒業校を確認できる書類及び転入前の就業先を証する書類)</p> <p>(6) 就業証明書(様式第3号の1又は様式第3号の2)(<u>就業</u>による移住の場合に限る。)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第12条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと町長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの要件に該当した場合 全額の返還</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(<u>就業の場合のみ該当</u>)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>学し、東京23区内の企業等へ<u>就職</u>した場合にあっては在学期間や卒業校を確認できる書類及び転入前の就業先を証する書類)</p> <p>(6) 就業証明書(様式第3号の1又は様式第3号の2)(<u>就職</u>による移住の場合に限る。)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第12条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと町長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの要件に該当した場合 全額の返還</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正条文

現行条文

様式第1号(第7条関係)

播名川町長 様

播名川町移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、播名川町移住支援金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(申請者本人は含まない)		△
移住支援金の種類	就職(一般)	就職(専門人材)	就職(テレワーク)		起業
	関係人口				

※世帯の場合は、下記に世帯員情報を記入ください。

世帯員氏名(フリガナ)	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙1「申請要件の該当状況について」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、播名川町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

様式第1号(第7条関係)

播名川町長 様

播名川町移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、播名川町移住支援金交付要綱第7条の規定により、申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(申請者本人は含まない)		△
移住支援金の種類	就職(一般)	就職(専門人材)	就職(テレワーク)		起業
	関係人口				

※世帯の場合は、下記に世帯員情報を記入ください。

世帯員氏名(フリガナ)	続柄	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)

別紙1「申請要件の該当状況について」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、播名川町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

改正条文

4 転入前の住所・現住所への転入日

転入前の住所	〒
現住所への転入日	年 月 日

5 東京23区内企業等への勤務履歴

期間	就業先	就業地

※東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた場合に、直近1年以上かつ通算5年以上の勤務履歴を記載。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先及び部署名	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度 (いずれかに○)	① 週・月・年 回程度 ② 行くことはない ③ その他( )

管理コード(町使用版) (求人管理番号又は【起業】管理コード)	
------------------------------------	--

《添付書類》

《全ての方》

- ・写真付き身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- ・転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し(転入前の住所地、在任期間を確認できる書類。世帯で申請する場合は、転入世帯員全員分を確認できる書類)
- ・誓約書兼同意書(様式第2号)

【東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた場合】

- ・東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書その他転入前の勤務地、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合】

- ・開業届の写し等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- ・(上記提出不可の場合)業務委託契約書、納税証明書等(必要に応じて複数年度分)

【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合】

- ・卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類)
- ・雇用保険被保険者証の写し等(雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【移住支援金(就業)の場合】

- ・就業先企業等の就業証明書(移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類)
- 【移住支援金(テレワーク)の場合】

●企業に雇用されている方

- ・就業先企業等の就業証明書(移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類)

●法人経営者

現行条文

4 転入前の住所・現住所への転入日

転入前の住所	〒
現住所への転入日	年 月 日

5 東京23区内企業等への勤務履歴

期間	就業先	就業地

※東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた場合に、直近1年以上かつ通算5年以上の勤務履歴を記載。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先及び部署名	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度 (いずれかに○)	① 週・月・年 回程度 ② 行くことはない ③ その他( )

管理コード(町使用版) (求人管理番号又は【起業】管理コード)	
------------------------------------	--

《添付書類》

【全ての方】

- ・写真付き本人確認書類(公的なものに限る。)
- ・住民票の写し
- ・転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し(転入前の住所地、在任期間を確認できる書類。世帯で申請する場合は、転入世帯員全員分を確認できる書類)
- ・誓約書兼同意書(様式第2号)

【東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた場合】

- ・東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書その他転入前の勤務地、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京圏内に在任し、東京23区内へ通勤していた個人事業主であった場合】

- ・開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合】

- ・在学期間や卒業校を確認できる書類
- ・転入前の就業先を証する書類
- 【就職による移住の場合】
- ・就業証明書(様式第3号の1(一般の場合及び専門人材の場合)又は様式第3号の2(テレワークの場合))
- 【起業による移住の場合】
- ・就業支援金に係る交付決定通知書の写し
- 【開業人口による移住の場合】
- ・就業証明書(様式第3号の1)

改正条文

現行条文

- ・所属先企業等の就業証明書（移住後に証明された書類）
- ・履歴事項全部証明書
- 個人事業主
  - ・就業証明書、就業時間の証明書（移住後に本人が証明した書類）
  - ・業務委託契約書等（移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
  - ・開業届の写し又は確定申告書の写し
  - ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の売上（収入）が確認できる書類（売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等）
  - ・※確定申告に必要となる帳簿や売上記録などの写しを含む。
- （例）総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、売上や収支の状況が確認できる書類。
- 【起業による移住の場合】
  - ・起業家支援事業（社会的事業性）交付決定通知書の写し
- 【関係人口による移住の場合】
  - ・就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、就業していることが確認できる書類）

改正条文

現行条文

(別紙1)

申請要件の該当状況について

(別紙1)

次の1、2の全てに該当している。

申請要件の該当状況について

次の1、2の全てに該当している。

1. 次の全てに該当している。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (3) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

1. 次の全てに該当している。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (3) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

2. 次の全てに該当している。

- (1) 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。なお当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。  
受付日数：当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数とする。
- (3) 指名川町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 指名川町において世帯員のいずれかが町税等を滞納していないこと。
- (7) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過後、18歳以上となり、兵庫県及び県内市町が認める場合を除く。
- (8) その他町長が支援金の対象として不適当と認めたと者でないこと。

2. 次の全てに該当している。

- (1) 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (3) 指名川町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 指名川町において世帯員のいずれかが町税等を滞納していないこと。
- (7) その他町長が支援金の対象として不適当と認めたと者でないこと。

改正条文

様式第2号（第7編関係）

誓約書兼同意書

猪名川町移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1. 誓約事項

- ① 町長が必要と認めるときは、報告及び立入調査について、それに応じます。
- ② 次の場合には、猪名川町移住支援金交付要綱第12条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

- ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- イ 申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額
- ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- エ 猪名川町移住支援金交付要綱に基づき交付決定を取り消された場合：全額
- オ 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- カ 申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額

※ただし、②イ及びカについて、猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における増瀬支所及び山口支所の所管区域）に転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2. 同意事項

猪名川町が、移住支援事業の実施に際して得た私及び世帯員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること並びに当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供することを同意します。

また、猪名川町が国、都道府県及び他の市区町村並びに就職先の法人等から必要な個人情報を取得することに同意します。

年 月 日

猪名川町長 様

住所  
氏名

現行条文

様式第2号（第7編関係）

誓約書兼同意書

猪名川町移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1. 誓約事項

- ① 町長が必要と認めるときは、報告及び立入調査について、それに応じます。
- ② 次の場合には、猪名川町移住支援金交付要綱第12条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

- ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- イ 申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額
- ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- エ 猪名川町移住支援金交付要綱に基づき交付決定を取り消された場合：全額
- オ 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- カ 申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額

※ただし、②イ及びカについて、猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町や地域へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2. 同意事項

猪名川町が、移住支援事業の実施に際して得た私及び世帯員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること並びに当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供することを同意します。

また、猪名川町が国、都道府県及び他の市区町村並びに就職先の法人等から必要な個人情報を取得することに同意します。

年 月 日

猪名川町長 様

住所  
氏名

改正条文

現行条文

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（テレワークの申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務者の所属部署 所在地	
上記勤務先部署の所在地 で勤務した期間	年 月 日～現在に至る
勤務者の所属部署名	
勤務者の所属部署 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
交付金による資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又は、この前歴事業による資金提供をしていない

勤務者の勤務状況などの情報を、猪名川町長の求めに応じて、猪名川町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務者の所属部署 所在地	
上記勤務先部署の所在地 で勤務した期間	年 月 日～現在に至る
勤務者の所属部署名	
勤務者の所属部署 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

勤務者の勤務状況などの情報を、猪名川町長の求めに応じて、猪名川町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正条文

現行条文

様式第3号の2（第7条関係）

※個人事業主・フリーランスの方向け  
年 月 日

鎌倉川町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業時間の証明書（テレワークの申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就業開始日	年 月 日		
就業時間 (固定就業の場合)	合計時間	□ 月間 □ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就業日数	□ 月間 □ 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	土曜	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	日祝	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就業時間 (変則就業の場合)	合計時間	□ 月間 □ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就業日数	□ 月間 □ 週間 日	
	主な就業時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就業案議 (直近3か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

改正条文

現行条文

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

様

様

猪名川町長

猪名川町長 倉

猪名川町移住支援金交付(不交付・再交付)決定通知書

猪名川町移住支援金交付(不交付・再交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、猪名川町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日付で申請のあった標記の件について、猪名川町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

交付決定額 金 円

不交付の場合、その理由

不交付の場合、その理由

( )

( )

(備考)

(備考)

- 猪名川町移住支援金交付要綱第12条の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - 申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額(※)
  - 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - 猪名川町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
  - 申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額(※)

- 猪名川町移住支援金交付要綱第12条の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - 申請日から3年未満に猪名川町から転出した場合：全額(※)
  - 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - 猪名川町移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
  - 申請日から3年以上5年以内に猪名川町から転出した場合：半額(※)

(※) 猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における増瀬支所及び山口支所の所管区域)に転居する場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(※) 猪名川町から兵庫県内の他の事業実施市町や地域へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

2 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード  
(求人管理番号または【起業】管理コード)

管理コード  
(求人管理番号または【起業】管理コード)

